

■受診時に使うカード類

マイナ保険証

従来の健康保険証

資格確認書



（総務省ホームページから）

- マイナンバーカード発行後保険証機能の利用登録が必要
- 機器のトラブルでマイナ保険証を読み取れないといったときに「資格情報のお知らせ」が必要

（協会けんぽの資料から）



（協会けんぽホームページから）

- 発行は12月1日まで
- 有効期限（国民健康保険加入者は保険証右上に記載の期日、後期高齢者は来年7月末、社会保険加入者は来年12月1日）まで使用可能



（協会けんぽホームページから）

- マイナ保険証を持たない人に、従来の保険証の有効期限内に無償で申請によらず交付
- 有効期限は最長5年で各保険者が設定

続く医療現場の混乱



特集
すいよう

従来の保険証

有効期限まで

使えます

⇒その後「資格確認書」交付

従来の健康保険証の新規発行が停止された今月2日以降、「今までの保険証は使えないの？」という患者の声が相次ぐなど、医療現場の窓口の混乱はいまだ続いています。全国保険医団体連合会（保団連）は、保険証は有効期限まで利用でき、その後は「資格確認書」が自動的に交付されることを知らせるとともに、政府に対して従来の保険証を残すよう求めています。（大串昌義）

「負担割合が間違っていたので医療機関に行って手続きしてきた」と保険者に言われた患者さんが当院に来ました。大本のデータが間違っていたら手間がかかるし、患者さんにも負担がかかります」

こう話すのは、千葉市の皮膚科医院「ドクターケンクリニックス」の中村みどり事務長です。この患者は、マイナンバーカードに保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」で受診。本来3割負担ですが、医療機関が保

険資格を閲覧する「オンライン資格確認システム」では2割と表示されました。これは保険者の誤登録によるもので、医療機関で変更するには負担割合の数字だけでなく最初から全部やり直さなければなりません。中村事務長は「マイナ保険証導入後も結局こういうことが起きた」と憤ります。

取材した13日午前と同医院を訪れた患者25人のうちマイナ保険証を利用したのはわずか3人。従来の保険証を使った人

は「80歳と高齢だからよきものも收まらず、国民や医療現場の中に不安があるからです。従来の保険証は有効期限まで使えます。マイナ保険証を持たない人やマイナンバーカードを持っていても保険証の利用登録をしていない人には、従来の保険証の有効期限内に資格確認書が自動的に届きます。また、利用をやめたい人は健康保険組合など保険者（国保の場合は自治体）に解除申請書を提出することで解除できます」

政府は「手続きは簡単」「医療従事者の業務負担軽減」などを強調しますが、マイナ保険証の登録解除件数は10月28日～11月30日で1万3147件に急増しています。

保団連の上所聡子事務局次長は、12月2日以降使えなくなると勘違いして健康保険証を捨てたり、マイナ保険証の利用者が増加して医療機関の窓口で混乱が起きているところもあったりすると指摘。後期高齢者や国保加入者の保険証が有効期限を迎える来年7月末にかけてさらに混乱が予想されると語ります。「保険証を残せ」の運動がますます重要で、これまで通り国・保険者が漏れや遅れなく全員に保険証を交付する責任を果たさるため、来年の通常国会に向けた運動を強めるとともに、参院選も見据えて取り組みたい」

残すため運動さらに

